



平成 30 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦
(J A S D A Q ・ コード 6 0 6 2)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘
電 話 06-6445-3389

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 16 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社プレスリリース「東京証券取引所市場第二部への市場変更承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達目的】

当社は、平成 17 年（2005 年）に、奈良県大和郡山市に第 1 号となる介護付有料老人ホーム「チャームやまところりやま」を開設して以来、有料老人ホームにおいて、介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けた高齢者に対して介護サービスを提供することを主たる業務とし成長してまいりました。現在では主に、「介護付有料老人ホーム」、「住宅型有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」の展開・運営を行っております。

介護業界を取り巻く環境は、異業種からの新規参入による競争の激化や景気の回復に伴う雇用情勢の活況による介護職員の確保が課題となる等、厳しさを増しております。なお、平成 30 年度に予定されている介護報酬改定では、平成 27 年度の介護報酬引き下げに伴う介護事業者の厳しい経営状況及び介護職員の処遇改善等の必要性を踏まえ、小幅ながらも 6 年ぶりのプラス改定の方向性が示されております。

そのような状況のなか、当社は、「高齢者生活サービスを中心として、お客様一人おひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という経営理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスのご提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めております。

ホームの入居状況につきましては、開設 2 年目を経過した既存ホームにおいて 97.7%（平成 29 年 12 月末時点。前年同月末比+0.8%）と高い入居率を維持しております。当社では、引き続き近畿圏においてはドミナント戦略を維持し、強固な運営基盤の構築に努めるとともに、介護施設の大幅な不足が懸念される首都圏に重点を置いて、高級住宅地を中心に、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格帯ブランド「チャームプレミア」シリーズを積極的に開設してまいります。また、「量から質」への転換を図り、他社との差別化を進めるとともに、「競争力」、「社員力」、「財務力」及び「社員の処遇」の 4 つの観点から、「チャームブランド」の更なる強化とともに強固な運営基盤の構築を進めてまいります。

今回の新株式発行による調達資金は、主として、平成 32 年 6 月末までに介護付有料老人ホームの新規開設のための差入保証金等に充当する予定であり、当社の中長期的な成長及び収益力の強化が期待されます。また、有利子負債ではなく増資による資本増強を行うことで、自己資本比率の向上に寄与し、今後の企業間競争に耐えうる強固な財務基盤の構築や健全性の高い経営を実現できるため、更なる企業価値向上に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 435,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年2月26日（月）から平成30年3月1日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、エース証券株式会社、東洋証券株式会社、むさし証券株式会社及び岡三証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年3月8日（木） |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、 | 当社代表取締役社長に一任する。 |
| (10) 前記各号については、 | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- | | |
|---------------|---|
| (1) 売出席の種類及び数 | 当社普通株式 65,000株
なお、上記売出席株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終的な売出席株式数は、一般募集における需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売出席人 | 大和証券株式会社 |
| (3) 売出席価格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。） |
| (4) 売出席方法 | 大和証券株式会社が、一般募集における需要状況等を勘案した上で、65,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一の日とする。 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 平成 30 年 3 月 9 日 (金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 65,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成 30 年 3 月 27 日 (火)
- (6) 払 込 期 日 平成 30 年 3 月 28 日 (水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記 (5) 記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、65,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成30年2月16日（金）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式65,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成30年3月28日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年3月23日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	6,528,000株	(平成30年2月16日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	435,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	6,963,000株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	65,000株	(注) 1.
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	7,028,000株	(注) 1.
(6) 株式分割による増加株式数	7,028,000株	(注) 1.2.
(7) 株式分割後の発行済株式総数	14,056,000株	(注) 1.2.

(注) 1. 前記<ご参考> 1. に記載のとおり変更する可能性があります。

2. 平成30年2月16日（金）開催の取締役会において、平成30年4月1日（日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成30年3月31日（土）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限958,000,000円について、909,000,000円を平成32年6月末までに介護付有料老人ホームの新規開設のための差入保証金等に、残額を平成30年6月末までに借入金返済に充当する予定であります。具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、設備計画の内容については、平成30年2月16日現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成29年12月31日現在）、以下のとおりとなっております。

セグメント の名称	所在地 (事業所数)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了 予定年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
介護事業	大阪府 (2事業所)	有料老人 ホーム	1,862,889	932,498	自己資金、増資資金 及び借入金	平成29年7月 ～平成30年11月	居室数 218室
	兵庫県 (4事業所)	(同上)				平成29年3月 ～平成31年8月	居室数 234室
	京都府 (2事業所)	(同上)				平成29年4月 ～平成30年10月	居室数 154室
	東京都 (7事業所)	(同上)				平成29年5月 ～平成32年2月	居室数 285室
	神奈川県 (2事業所)	(同上)				平成30年4月 ～平成32年1月	居室数 98室
	本社 (大阪市北区)	販売管理 介護記録 システム	123,832	93,130	自己資金及び借入金	平成28年7月 ～平成30年8月	—

(注) 1 上記金額のうち、投資予定金額には消費税等が含まれておりません。

2 上記有料老人ホームはいずれも賃借による開設を予定しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することで、中長期的な成長及び収益力の強化が期待されます。また、有利子負債の増加の抑制により、今後の企業間競争に耐えうる強固な財務基盤の構築や健全性の高い経営を実現でき、更なる企業価値向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を重要な課題と位置付け、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は剰余金の配当について、株主総会を決定機関とする期末配当に加え、会社法第454条第5項に基づく取締役会における決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、事業拡大のための設備投資及び人材の確保・育成等に充当していく予定です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期
1株当たり当期純利益	9.30円	36.30円	82.18円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	15.00円 (-)	15.00円 (-)	7.50円 (-)
実績配当性向	40.3%	10.3%	9.1%
自己資本当期純利益率	4.2%	15.3%	28.2%
純資産配当率	1.7%	1.6%	2.6%

(注) 1. 平成29年1月1日付及び平成29年6月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております(以下、「本株式分割」といいます。)。これらに伴い、平成27年6月期の期首に本株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

3. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を、1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成27年6月期及び平成28年6月期の実績配当性向は、1株当たり年間配当金を、本株式分割を考慮せずに算定した1株当たり当期純利益で除した数値です。

4. 自己資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益を自己資本(純資産合計期首と期末の平均)で除した数値です。

5. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を、1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、平成27年6月期及び平成28年6月期の純資産配当率は、1株当たり年間配当金を、本株式分割を考慮せずに算定した1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(7,028,000株)に対する下記の交付株式残数合計の比率は0.07%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

新株予約権(ストックオプション)の付与状況(平成30年2月16日現在)

決議日	交付株式残数	新株予約権の 行使時の払込金額	行使期間
平成29年9月26日	5,210株	1円	自 平成29年11月1日 至 平成59年10月31日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期	平成30年6月期
始 値	1,201 円	1,480 円	1,465 円 □2,663 円 ○1,431 円	1,342 円
高 値	2,948 円	1,717 円	5,670 円 □3,240 円 ○1,497 円	2,926 円
安 値	1,190 円	1,213 円	1,431 円 □2,201 円 ○1,317 円	1,278 円
終 値	1,480 円	1,476 円	5,350 円 □2,855 円 ○1,352 円	2,089 円
株価収益率	39.8 倍	10.2 倍	16.5 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所市場におけるものであります。
 2. 平成30年6月期の株価については、平成30年2月15日現在で表示しております。
 3. 平成29年1月1日付及び平成29年6月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成29年6月期における□印は平成29年1月1日付の株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価を、○印は平成29年6月1日付の株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価をそれぞれ示しております。
 4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。また、平成30年6月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社エス・ティー・ケー及び下村隆彦は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。